

短期入所生活介護サービス契約書

_____（以下、「利用者」という。）と短期入所生活介護事業所陽のあたる家ショートステイ（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

（目的）

- 第1条 事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に沿って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護を提供し利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
2. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち短期入所生活介護の提供に努めます。

（内容及び手続きの説明及び同意）

- 第2条 事業者は、短期入所生活介護サービスの開始に際し、あらかじめ、利用者申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ます。

（短期入所生活介護の開始及び終了）

- 第3条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供します。
2. 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

（適用期間）

- 第4条 本契約は、重要事項説明書に定めた内容について利用者又はその家族に説明し、同意書を提出したのち効力を有します。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し事業者を利用頂くことができます。

(利用者からの解除)

第5条 利用者及びそのご家族は、当事業所に対し、退所の意思表示をされることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及びそのご家族は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡をして頂くことが必要となります。

(事業者からの解除)

第6条 事業者は、利用者及びその家族に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

2. 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
3. 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
4. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所生活介護の提供を超えると判断された場合
5. 利用者及びその家族が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず、15日間以内に支払われない場合
6. 利用者が、当事業所の職員又は他の利用者等に対して暴力行為や当施設の破損行為等、利用継続が困難となる背信行為、又は反社会的行為をとられた場合
7. 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用しして頂くことができない場合
8. 利用者が死亡した場合

(提供拒否の禁止)

第7条 事業者は、正当な理由なく短期入所生活介護の提供を拒みません。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 事業者は、当該短期入所生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者へ連絡、適当な他の短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。

(受給資格等の確認)

第9条 事業者は、短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認めます。

2. 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するように努めます。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 事業者は、短期入所生活介護の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用

申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

2. 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行います。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第12条 事業者は、短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に届け出ること等により、短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

(利用料等の受領)

第13条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

2. 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3. 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けることができます。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (4) 送迎に要する費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるもの

4. 事業者は、前項に掲げる費用については、その家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用の中止・変更・追加)

第14条 契約者は、サービス利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 契約者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただきます。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、サービス利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、翌月15日までに精算するものとします。
6. 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(短期入所生活介護の取扱方針)

第15条 短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行います。

2. 短期入所生活介護にあたっては、相当期間（4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活を営む上で必要な援助を行います。
3. 事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮します。
4. 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
5. 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
6. 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(短期入所生活介護計画の作成)

第16条 事業者は、相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成します。

2. 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得ます。

3. 事業者は、短期入所生活介護計画の作成後、利用者に交付します。

(相談及び援助)

第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(勤務体制の確保等)

第18条 事業者は、利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるように職員の勤務体制を定めます。

2. 事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保します。

(衛生管理等)

第19条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じます。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 事業者は、居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供します。

(サービス記録の管理)

第21条 事業者は、利用者の短期入所生活介護のサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2. 事業者は、契約者に前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他に対しては、契約者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

(秘密保持等)

第23条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2. 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
3. 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

(苦情処理)

第24条 事業者は、提供した短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

2. 事業者は、提供した短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
3. 事業者は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(緊急時などの対応)

第25条 事業者は、短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに御利用者名簿に記載された緊急連絡先及び主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第26条 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
3. 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、その損害の発生について、利用者が故意又は過失が認められる場合には、その対象とはならない。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第27条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は、相当の代価を支払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約外事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、当事者が協議の上、定めるものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 専光会
地域密着型特別養護老人ホーム 陽のあたる家
短期入所生活介護事業所 陽のあたる家ショートステイ ㊞

代 表 者 社会福祉法人 専光会
 理事長 藤井 德行

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代筆者の場合の代筆者氏名_____)

(利用者との続柄 :)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者との続柄 :)